

共謀罪新設に関する意見書

2006年（平成18年）9月14日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

政府と与党が導入を主張している「共謀罪」の規定は、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高い。さらに、導入の根拠とされている国連越境組織犯罪防止条約の批准にも、この導入は不可欠とは言い得ない。よって、「共謀罪」の立法は認めることができない。

意見の理由

第1 第164回通常国会に至る経緯と当連合会の従来の見解

1 共謀罪の創設そのものに反対してきた当連合会

法務省は、2002年9月に共謀罪等の立法について法制審議会に諮問した。これに対して、当連合会は、2003年1月20日付で、「国連『越境組織犯罪防止条約』締結にともなう国内法整備に関する意見書」を公表している¹。

その趣旨をまとめると次の通りである。

要綱案に示された共謀罪を新設すべきではない。

国連越境組織犯罪防止条約（以下、単に「犯罪防止条約」という。）を第5条については、留保するか、第34条第2項は第5条の実施義務については「越境的な性質及び組織犯罪集団の関与する犯罪に限定することを許容しているものと解する。」との解釈宣言を行うべきである。

仮に国内法化をすとしても、対象犯罪を組織犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定すべきである。

しかしながら、法制審議会はこのような当連合会の主張を無視し、同年2月に原案通り答申をし、それに基づいて法務省は法案を作成・提出したのである。

1 http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2003_02.html

法案は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪の収益の規制等に関する法律の第6条の2を新設して、長期4年以上の懲役又は禁錮の刑が定められている犯罪について、団体の活動として当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀する行為を共謀罪として処罰しようとするものであった（長期4年以上10年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪の共謀罪は2年以下の懲役又は禁錮，死刑若しくは長期10年を超える懲役又は禁錮の刑が定められている罪の共謀罪は5年以下の懲役又は禁錮）。

なお、犯罪防止条約は、2003年の第156回通常国会に提出され、民主党、共産党もその批准の承認に賛成した経緯がある。しかし、同条約そのものは、国内法化が完了していないため批准はされていない。

2 法案を取り巻く環境は根本的に変わったこと

ところが、2005年の第163回特別国会での審議に引き続いて、2006年4月からの第164回通常国会における審議とマスコミの報道などを通じて、上記政府案の共謀罪の是非は国民的な討論の対象となった。刑事立法新設の是非がこれほど多くの国民の関心と議論の対象となったことはかつてなかったほどである。

与党は、これに対し、二次にわたって修正案を示したうえ、2006年6月1日には、与党が、共謀罪の新設を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」に対する民主党修正案について、いわゆる「丸飲み」をするという提案を行い、翌2日には採決がなされるという段階にまで至ったが、政府与党内に、民主党修正案で成立させた後に、それでは犯罪防止条約を批准できないとして、再度、与党修正案の線で再修正する計画があったことが判明し、民主党は採決に応じなかった。

このような経過となった最大の理由は、何よりも、共謀罪が我が国の刑事法の体系を根本から変えてしまうものであるという認識が、多くの国民の間に共有されることとなったためである。文字通り、共謀罪の新設を提案する法案を取り巻く環境は、根本的に変わったものと評価することができる。

3 近代刑事法体系と相容れない共謀罪

伝統的に、犯罪とは、人の生命や身体や財産などの法益が侵害され、被害が発生することと考えられてきた。そして法益の侵害又はその危険性が生じて初めて、事後的に国家権力が発動するというシステムが近代的で自由主義的な刑事司法制度である。

人は、様々な悪い考えを心に抱き、口にもすることがあるかもしれない。

しかし、大多数の人は、自らの良心や倫理感から、これを実行に移すことはなく、犯罪の着手に至らない。さらに、着手の後にも、自らの意思でこれを中止し、未遂に終わることもある。

現在の我が国の刑事法体系が、犯罪の処罰を「既遂」を原則とし、必要な場合に限って「未遂」を処罰し、ごく例外的に極めて重大な犯罪に限って、着手以前の「予備」を処罰するのは、このためである。

しかも、我が国の刑事法体系では、実行に着手した犯罪であっても、自らの意思で中止すれば、中止未遂として刑を減免してきたし、犯罪実行の着手前に放棄された犯罪の意図は、原則として犯罪とはみなされなかったのである。

共謀罪の新設については、このような近代刑事法の原則を変えてよいのか、犯罪の遂行が合意されただけでまだ準備にも取りかかっていない段階で、600以上もの犯罪を目的とする行為を検挙可能とする共謀罪の新設が本当に必要なことなのかという根本的な問題がある。

4 日本政府は犯罪防止条約審議の過程で共謀罪の新設は我が国の国内法の原則に反するとしていたこと

犯罪防止条約の審議の冒頭に日本政府が提出した文書には、共謀罪の新設は日本の法制度の基本原則から見て不可能と日本政府が考えていたことが明確に記されていた。

「5.(前略)このように、すべての重大犯罪の共謀と準備の行為を犯罪化することは我々の法原則と両立しない。さらに、我々の法制度は具体的な犯罪への関与と無関係に、一定の犯罪集団への参加そのものを犯罪化する如何なる規定も持っていない。」(A/AC.254/5/Add.3)

この点を想起しつつ、仮に、犯罪防止条約を批准しなければならないとしても、そのために、政府や与党が提案している共謀罪を新設する以外の選択肢は考えられないのかといった基本的な問題について、冷静かつ全面的に考え直す必要がある。

第2 条約の留保の可能性と条約の批准の適否について

1 条約を一部留保したり解釈宣言を行うことは可能であること

国会審議において、犯罪防止条約の一定の事項について留保ないし解釈宣言を行うことの可能性についても議論がなされている。

第164回通常国会において、民主党が修正案を提案して主張していたことは、共謀罪の対象となる重大犯罪の範囲を限定することや越境性を共謀罪の要件とすることは犯罪防止条約の解釈としても成り立つ余地のある

見解であり，仮に同条約の文言の解釈として難しいとしても，同条約の留保ないし解釈宣言によって可能であるという立場であった。

ウィーン条約法条約第19条は，「当該留保が条約の趣旨，目的と両立しない場合」には留保できないとしている。この条約の目的（第1条）や適用範囲（第3条）に関する部分は趣旨目的の内容であるといえる。

しかし，犯罪防止条約の実施方法に関する同条約第34条第2項²や同第2条の定める重大犯罪の定義に関する規定などについては，留保や解釈宣言の余地があると考えられる。

なぜなら，そもそも犯罪防止条約の適用範囲は越境性のある犯罪なのであり，また重大犯罪の定義についても，同条約の審議過程において様々な見解があり，その妥協として同条約案が起草されたという経過があるからである。

たとえば，越境性のある犯罪に限定して共謀罪を制定することは，犯罪防止条約第34条第2項について留保した上であれば，疑いの余地なく可能である。

留保は政府の一方的な行為であり，国会が留保を付さずに承認している条約についても，政府が国内法化の過程で必要と考えれば，留保は当然に可能である。

国連の国際法委員会において起草中の条約の留保に関するガイドラインの草案によると，「国内法の完全性を維持するために，ある条約規定の適用を除外または変更しようとする」留保は，条約の趣旨・目的と両立する限り有効とされている。

同案によると，条約の趣旨・目的は「条約の存在理由を構成する，条約の本質的規定」を意味し，その確定のためには，前文，付属文書を含む条約の文脈，条約の起草作業，締結の際の事情，条約の名称，条約の基本構造を定める諸条項などを考慮するということになる。

犯罪防止条約の場合，その名称，同第1条及び同第3条から条約の存在理由が引き出され，したがって条約の趣旨・目的もこれらによって示されているとするのが，妥当な解釈である。

2 犯罪防止条約第34条第2項「第五条，第六条，第八条及び第二十三条の規定に従って定められる犯罪については，各締約国の国内法において，第三条1に定める国際的な性質又は組織的な犯罪集団の関与とは関係なく定める。ただし，第五条の規定により組織的な犯罪集団の関与が要求される場合は，この限りでない。」

犯罪防止条約第34条は、国内的实施を定める重要な規定ではあるが、同条第2項の「国際的な性質とは関係なく」に限定された、「国内法の完全性を維持するため」の留保であるから、これが条約の趣旨・目的と両立しない留保とはいえない。

このように、条約の趣旨・目的と両立する留保は十分に可能である。

アメリカ合衆国は2005年11月に犯罪防止条約を批准している。この批准に当たって、国務省長官が大統領宛に提出した批准の提案書によると、次のような理由で同条約第5条を留保していることが判明した。アメリカ州法は、同条約に規定されている全ての行為を犯罪化しているわけではなく、一部の州では「極めて限定された共謀罪」の法制しかない。一方で、連邦刑法には共謀罪が規定されていて、州際的な行為や外国の通商に関わる行為に適用されている。「州内で行われる局地的な共謀」行為については連邦法の適用はなく、このような行為の犯罪化はなされていない場合がある。このようにアメリカ合衆国は、州内で行われる行為についてまで犯罪化の義務を負わないという「留保」を行って、新たな連邦法、州法の制定をすることなく同条約を批准しているのである。

さらに、セントクリストファー・ネーヴィスは、2002年に越境性を要件とする共謀罪を制定し、2004年5月21日に犯罪防止条約を批准しているが、特に同条約を留保していない。

2 国連が条約批准の適否を審査するわけではないこと

条約の批准とは、条約締約国となる旨の主権国家の一方的な意思の表明であり、条約の批准に当たって、国連による審査という手続はそもそも存在していない。

外務大臣は、与党が民主党修正案について、いわゆる「丸飲み」をしても、国連では認められず、犯罪防止条約を批准できないと発言していたが、これは誤りである。批准は各国の一方的行為であるから、その適否が国連機関によって審査されるわけではない。

犯罪防止条約の実施のために、同条約第32条に基づいて締約国会議が設置されている。この締約国会議の目的は国際協力、情報交換、地域機関・非政府組織との協力、実施状況の定期的検討、条約実施の改善のための勧告に限定されており（同条第3項）、批准の適否の審査などの権能は当然持っていない。外務大臣が言うような「国連で認められない」というような事態はあり得ないし、批准そのものが否定されたりすることはあり得ないのである。

第3 犯罪防止条約第5条を批准するための選択肢について

1 犯罪防止条約第5条を批准のための選択肢の検討

犯罪防止条約第5条第1項は、「締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。」として、その(a)は、「次の行為の一方又は双方」として、「()金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの」と「()組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に参加する個人の行為」として「a 組織的な犯罪集団の犯罪活動」と「b 組織的な犯罪集団のその他の活動(当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与することを知っているときに限る。)」と規定している。

当連合会の従前の意見では、犯罪防止条約第5条そのものを丸ごと留保することが提案されていた。

しかしながら、犯罪防止条約第5条はこの条約の中核的な規定であると考え、対象犯罪の越境性に関する同条約第34条第2項を留保するのと異なり、同条約第5条全てを留保して条約を批准することは、実際には困難であるとの批判も考えられる。しかし、アメリカ合衆国が同条約第5条について部分的であるとはいえ、明確な留保をしていることは極めて重大である。このような例に倣えば、我が国も現行法で足りない部分について部分的に同条約第5条を留保することで、現行法を変えることなく同条約を批准する途があることを示しているからである。

そこで、基本的に犯罪防止条約第5条を含めて条約を批准する前提で、政府・与党が提案しているような、新たに広範な共謀罪を創設する以外に選択肢がないのかを検討することとする。

2 犯罪防止条約第5条は締約国に組織犯罪対策のために未遂以前の段階での対応を可能とする立法措置を求めていること

犯罪防止条約第34条第1項には、「締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置(立法上及び行政上の措置)をとる。」と規定されている。

国連が各国の国内法起草者向けに作成した立法ガイドには、次のような記載がある。

36パラグラフでは、「第34条第1項に述べられているように、これ

らの措置は各締約国の国内法の基本原則と合致する方法で行うこととする。」とされている。

4 3 パラグラフでは、次のような興味深い言及がある。「国内法の起草者は、単に条約文を翻訳したり、条約の文言を一字一句逐語的に新しい法律案や法改正案に盛り込むよう企図するよりも、むしろ条約の意味と精神に主眼を置くべきである。法的な防御や他の法律の原則を含め、新しい犯罪の創設および実施は、各締約国に委ねられている（第11条第6項）。したがって、国内法の起草者は、新しい法が国内の法的な伝統、原則、および基本法と合致するものとなることを確保しなければならない。これによって、新しい規定の解釈において裁判所や裁判官の違いにより対立や不確定要素が生じる危険性を回避することができる。」

このように、締約国は条約の文言をなぞる必要はなく、条約の精神に忠実であれば、かなり広い範囲の裁量が認められていることがわかる。

4 4 パラグラフでは、「本条約によって義務付けられる犯罪は、締約国の国内法、または議定書により導入される法の他の規定と連係して適用してもよい。したがって、新しい犯罪が現行の国内法と合致することを確保するよう努めなければならない。」とされている。

我が国は、同条約に付属された「人身取引」に関する議定書及び「銃器」に関する議定書の双方を批准できる国内法をすでに備えていることは特筆されてよい。

5 1 パラグラフは非常に重要なことを述べている。「本条約は、世界的な対応の必要性を満たし、犯罪集団への参加の行為の効果的な犯罪化を確保することを目的としている。本条約第5条は、このような犯罪化に対する2つの主要なアプローチを同等のものと認めている。第5条第1項(a) ()および(a) ()の2つの選択肢は、このように、共謀の法律（conspiracy laws）を有する諸国もあれば、犯罪結社の法律（criminal association laws）を有する諸国もあるという事実を反映するために設けられたものである。これらの選択肢は、共謀または犯罪結社に関する法的概念を有しない国においても、これらの概念を強制することなく、組織犯罪集団に対する実効的な措置を可能とする。」

つまり、英米法の共謀罪（コンスピラシー）や、大陸法の参加罪（結社罪）を導入しなくても、犯罪防止条約第5条の要件を満たすことが可能であることを立法ガイドは認めている。

ただし、6 2 パラグラフでは、「上記の犯罪はいずれも、犯罪行為の未遂または既遂にかかわる犯罪とは区別される。」とされており、組織犯罪

に関わる重大犯罪について、未遂に至る前に処罰可能でなければならないことを求めている。

したがって、我が国の法制度の中で、犯罪防止条約第5条第1項(a) ()を選択し、組織犯罪に関連する重大犯罪について、合意により成立する犯罪が未遂以前に犯罪が可罰的とされ、犯罪を未然に防止するための処罰規定がどのように整備されているかを検討すればよいこととなる。

3 組織犯罪集団の関与する重大犯罪について国内法化されていると解する方法について

重大犯罪についてどのように定義するかは、犯罪防止条約審議における長い論争の対象であった。重大犯罪を刑期で定義するのか、犯罪の種類で定義するのかが大きな問題となった。国連の事務局から重大犯罪のリストが示されたこともあった。

日本の刑法は非常に刑期の幅が広く、刑期を基準にすると対象犯罪は非常に広範なものとなることが予測され、日本政府はリスト方式を支持していた。

結局、重大犯罪の定義として、犯罪防止条約は刑期をメルクマールとした規定を設けたが、この点は加盟国間に深刻な対立のあった事柄である。犯罪防止条約第5条第3項は、「1(a)()の規定に従って定められる犯罪に関し自国の国内法上組織的な犯罪集団の関与が求められる締約国は、その国内法が組織的な犯罪集団の関与するすべての重大な犯罪を適用の対象とすることを確保する。」と定められている。

この第3項は、締約国が、国内法で組織犯罪集団が関与するものに限定した場合、犯罪構成要件において、組織犯罪集団の関与を定めるだけでなく、対象犯罪の選択に当たっても「組織的な犯罪集団の関与するすべての重大な犯罪を適用の対象とする」ことを確保すれば、かならずしも犯罪防止条約第2条の重大犯罪の定義に従う必要はないことを示している。

国連の委嘱した専門家が著した条約の立法ガイドの54パラグラフでは、この点について次のように述べている。

「第5条第3項は、重大な犯罪を実行することの合意を犯罪とする上で組織的な犯罪集団の関与が求められる締約国に対して、以下のように規定している。

(a)国内法が組織的な犯罪集団の関与するすべての重大な犯罪を適用の対象とすることを確保しなければならない。

(b)この点について国連事務総長に通報しなければならない。」

このように、犯罪防止条約第5条第1項(a)()の適用対象となる重大

犯罪を組織的犯罪集団の関与する重大犯罪に限定することは可能であり、この選択肢をとったときには、国連事務総長に通報するだけで十分であり、条約の留保や解釈宣言を要しないのである。

この点についての第164回通常国会における与党修正案の最終案（修正試案）は、長期4年以上の刑を定める619の犯罪から、陰謀罪、共謀罪、過失犯、結果的加重犯をなど28の犯罪を除くというものである。

これに対して、民主党の第二次修正案は、長期5年を超える犯罪を対象としており、対象犯罪は約300とされている。

組織的犯罪集団の関与する重大犯罪の範囲をさらに絞り込めば、犯罪防止条約第5条第1項(a)()の選択肢を取った上で、現行法の範囲で十分という見解も成り立つ余地があると解される。

4 組織犯罪の関与する重大犯罪の全てについて国内法化していないことを認めている国が複数存在すること

第164回通常国会の終盤の国会審議においては、犯罪防止条約に基づいて新たに共謀罪を制定した国が、具体的にどのような法制度を設けたのかについて質問がなされたが、政府は何もわからないという答弁に終始した。

国会議員の質問³に対して、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い新たに国内法を整備した国としては、例えば、ノルウェーがあると承知している。」とだけ回答し、他の締約国がどのような対応を行ったかについては、国会において何ら答弁されていない。

ところが、犯罪防止条約の締約国会議に提出された国連薬物犯罪事務所事務局が作成した「事務総長が受理した通知、宣言、留保に関する報告書」によると、同条約第5条の履行に関して報告を行った48ヶ国のうち、少なくとも5ヶ国（ブラジル、モロッコ、エルサルバドル、アンゴラ、メキシコ）は、同条約第5条第3項の追加要件について、組織犯罪集団の関与を要件としながら、組織犯罪集団の関与する全ての重大犯罪を適用対象としていないことを自認している。

これらの国々は、犯罪防止条約が求めているとおりの国内法化を実施していないことを自ら認めているが、事務総長に報告していない国々の中にも同条約の求めている国内法化を実施していない国はある程度あると考え

3 保坂展人衆議院議員の「国連国際組織犯罪防止条約批准国の国内法整備に関する質問」に対する2006年6月22日付政府答弁書

られるので、その数はもっと多いと推測されるのである。

5 総合的な組織犯罪の未然防止のシステムという選択肢について

現行の刑事法の中には、未遂よりも前の時点で、合意により成立する犯罪について、組織犯罪対策に利用することが可能な立法が既に存在している。

(1) 現行法における予備罪，共謀罪等の存在

現行法上、予備罪が31、準備罪が6があり、さらに共謀罪が13、陰謀罪が8あり、合計58の主要重大犯罪について、未遂よりも前の段階で処罰することが可能な立法が存在している。

この中で、凶器準備集合罪（刑法第208条の3）は、かなり広範に、暴力犯罪を準備段階で処罰することが可能である。

また、軽犯罪法第1条第29号は、他人の身体に対して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行為の予備行為をした場合に、共謀した者を処罰することができる。

「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」（平成15年6月4日法律第65号）は、侵入盗について、窃盗の未遂以前の準備段階の行為を犯罪化したものである。

支払用カード電磁的記録作出準備罪（刑法第163条の4）は、支払用カード電磁的記録作出罪（刑法第163条の1第1項）の予備行為を罰するとともに、実質的には詐欺罪の予備行為を罰するものとなっており、予備行為の未遂も処罰されることになっている（刑法第163条の5）。

このような既存の犯罪規定の整備によって、組織犯罪集団に関連した主要犯罪については既に未遂以前の段階から処罰できる体制がほぼ整っているといえる。

(2) 我が国には共謀共同正犯理論が存在していること

我が国には、判例理論として共謀共同正犯理論が確立しており、その当否はともかく、組織犯罪については広範な共犯処罰が可能となっている。しかも、判例上、前記(1)の予備罪や準備罪についても共謀共同正犯の成立が認められることを考えると、前記(1)と併せて、組織犯罪集団に関連した主要犯罪については、合意により成立する犯罪を未遂以前の段階から処罰できる体制が既に整っていると言っても過言ではない。

(3) テロ行為に対する処罰規定の存在

日本は、テロ関連条約のうち、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」を除く全てを批准しており、条約上の行為を国内法で

犯罪と規定しており，そこでも未遂以前の段階から処罰できる体制が整っている。

航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年5月18日法律第68号）第3条は，暴行・脅迫等の方法で人を抵抗不能の状態に陥れて，航行中の航空機を強取する行為の予備行為を処罰している。

公衆等脅迫目的の犯罪行為の資金の提供等の処罰に関する法律（平成14年6月12日法律第67号）第2条は，情を知って，公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で資金を提供する行為を処罰している。この規定は，予備あるいは準備段階の幫助を独立犯として処罰する規定であり（当連合会の2002年4月20日付「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（案）」に対する意見書），未遂に至る前の段階の行為類型への処罰である。

また，強い毒性を有するサリン等の製造，所持等を禁止するとともに，これを発散させる行為についての罰則等を定めたサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）第6条第4項は，サリン等の製造，輸入，所持，譲り渡し，譲り受け行為の各予備行為を処罰している。

(4) 我が国の銃の所持に対する処罰規定の存在

共謀罪を持っているアメリカ合衆国においては，人が自宅に適法に銃を所持することが広範に可能であり適法であるが，我が国では，銃砲刀剣類所持等取締法により，銃砲や刀剣の所持自体が厳しく規制され，違反行為が処罰されている。これは，ある意味では予備や共謀よりも以前の，形式的な行為としての「所持」自体を処罰するものであって，このことも，組織犯罪の未然防止のための措置として特筆されるべきことである。

(5) まとめ

以上のように見ると，犯罪防止条約第5条との関係においては，これまで述べた処罰規定を総合的に見れば，同条約第5条第1項(a)()の選択肢を採用し，同条第3項の求めている組織犯罪集団の関与する全ての重大な犯罪について，合意により成立する犯罪を未遂以前の段階から処罰する立法は，既に我が国においてなされており，同条約を締結するために新たな立法は必要ないのである。

第4 結論

国際的な刑事司法のための条約であっても，国際的な人権保障の枠内の

ものでなければならない。

しかるに、犯罪防止条約が締約国に立法化を求めている共謀罪と参加罪（結社罪）については、いずれも国際人権諸条約が保障する表現の自由、結社の自由などと深刻な対立を引き起こす可能性を内包している。

特に、我が国においては、国民世論の大多数が共謀罪の制定に反対する意思を明確に示していることからすれば、このような国民の法的確信に支えられた我が国の法の基本原則を尊重する立場からすれば、新たに共謀罪の制定をするべきではない。

国連の立法ガイドによっても、我が国の刑事法体系において、合意により成立する犯罪を未遂以前から処罰する規定を有していれば新たな立法はしないという選択肢も許容しているとみることができる。

日本政府は、従来は自ら「共謀罪は、日本の国内法原則と両立しない」と主張していたのであるから、その「国内法原則」と矛盾する共謀罪立法を放棄するべきであろう。そのことは、憲法の定める条約遵守義務といささかも矛盾するものではない。

我が国においては、組織犯罪集団の関与する犯罪行為については、合意により成立する犯罪を未遂前の段階で取り締まることができる処罰規定が規定され整備されているのであり、新たな立法を要することなく、組織犯罪の抑止が十分可能な法制度は既に確立されている。

したがって、政府が提案している法案や与党の修正試案で提案されている共謀罪の新設はすべきではない。

それでも犯罪防止条約を批准することは可能である。その際に、同条約の一部の規定について留保ないし解釈宣言を行うことが可能であり、又は批准に当たっての国連事務総長に対する通報などの措置を取ることによって同条約に違反することを回避することは十分に可能である。

以上